

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の見直し

平成29年8月25日

国土交通省

第1 基本的な考え方

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、「道路関係四公団民営化の枠組み(平成15年12月22日政府・与党申し合わせ)」において、「民間にできることは民間に委ねる」との原則に基づき、以下の3つの民営化の目的を提示されている。

- 1 道路関係四公団合計で約40兆円に上る有利子債務を一定期間内に確実に返済
- 2 有料道路として整備すべき区間について、民間の経営上の判断を取り入れつつ、必要な道路を早期に、かつできるだけ少ない国民負担の下で建設
- 3 民間のノウハウ発揮により、多様で弾力的な料金設定、サービスエリアを始めとする道路資産や関連情報を活用した多様なサービス提供等を図る

このため機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「会社」と総称する。）に対する貸付け、承継債務その他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することが求められている。

また、民営化後10年を迎えた平成27年7月に国土交通省がとりまとめた「高速道路機構・会社の業務点検」では、有識者による検討会の意見として、これまで着実な成果をあげてきた基本的な枠組みについては、当面継続する必要がある一方、今後は民営化の目的に加え、民営化後の重大な災害や事故の発生による、国民の安全・安心な通行の確保に対する意識の高まり等を踏まえ、機構及び会社は、民営化時点では明示されていなかった役割についても適切に対応していく必要があるとされた。

機構の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るよう、以下の見直しを行う。

第2 事務及び事業の見直し

1. 会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け
会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付け
に関する業務については、引き続き適正に実施する。

このうち、会社と連携して設定しているアウトカム指標については、指標の設定に際しての会社間の考え方の統一、指標の組替え等に加え、中期的な目標の設定についても、機構が更なるリーダーシップを持って取り組むこととし、これを通じて、高速道路の管理水準を一層向上させ、もって高速道路利用者に対するサービスの向上を図る。

【上記措置を講ずる理由】

会社による管理の適正な水準の確保を通じた高速道路資産の適切な保有及び貸付けに関する業務は、安全で利便性の高い高速道路サービスを国民に提供する上で不可欠な業務であり、老朽化対策等の高速道路の安全性の一層の向上に向けた取組を含め、今後も適切に実施していく必要がある。

また、アウトカム指標の適正な設定は、高速道路の安全性・利便性の向上に対する各社の取組状況を分かりやすく高速道路利用者に伝えるとともに、会社がこれを自らの経営指標として計画的に取り組むことを促すために重要であり、中期的な目標の設定を追加することを通じて、更なる計画的かつ実効的な事業実施の確保が期待される。

2. 承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済

承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済に関する業務については、引き続き適正に実施する。

このうち、債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金利の変動状況等を踏まえつつ、更なる調達の多様化に努めるとともに、機構がリーダーシップを持って、会社との資金調達に関する情報の共有及び共通課題に対する検討を行う。

【上記措置を講ずる理由】

承継債務及び会社から引き受けた債務の早期の確実な返済に関する業務は、早期かつ極力少ない国民負担による高速道路の整備や安全で利便性の高い高速道路サービスの提供を図る上で不可欠な業務であり、金利、交通量、経済動向等を十分に検討した上で、会社と機構との協定において、貸付料の額及び貸付期間、会社が徴収する料金の額及びその徴収期間、会社から引き受けることとなる債務の限度額等を適切に定めること等を含め、今後も適切に実施していく必要がある。

また、将来の借換えに伴う金利上昇リスクの軽減、支払利子の圧縮、多額の資金の

低利かつ安定的な調達等を図るためには、更なる調達の多様化に努めるとともに、機構がリーダーシップを持って会社による資金調達の支援に努める必要がある。

3. 会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付け

会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付けに関する業務については、引き続き適正に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

会社に対するスマート I C の整備及び首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築又は修繕のための無利子貸付けについては、会社による当該事業の速やかな実施を図るため、機構に対して国から交付されるスマート I C の整備のための補助金及び国又は首都高速道路若しくは阪神高速道路に係る出資地方公共団体から交付される高速道路の新設、改築又は修繕のための出資金又は補助金を財源として行われるものであり、今後も適切に実施していく必要がある。

4. 会社に対する災害復旧のための無利子貸付け

会社に対する災害復旧のための無利子貸付けに関する業務については、引き続き適正に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

会社に対する災害復旧のための無利子貸付けについては、会社による速やかな災害復旧及び安全かつ円滑な交通の確保を図るため、災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして国から機構に交付された補助金を財源として行われるものであり、今後も適切に実施していく必要がある。

5. 高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み

高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み（会社の経営努力に応じた助成制度）に関する業務については、引き続き適正に実施する。

また、この仕組みがより活用しやすい制度となるよう検討を行う。

【上記措置を講ずる理由】

高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための仕組み（会社の経営努力に応じた助成制度）は、会社に対してコスト縮減や技術開発等を積極的に促すための制度であり、コスト縮減は国民負担の軽減に寄与するものであるため、今後も適切に実施していく必要がある。

また、この仕組みを会社がより活用しやすくすることにより、更なるコスト縮減や技術開発等が促されるため、その検討を進める必要がある。

6. 道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務に関する業務については、引き続き適正に実施する。

このうち、事務手続の在り方については、継続的に点検を行い、効率化を図るためのシステム導入等の検討を行うとともに、車両制限令違反車両について、取締りの強化を検討する。

【上記措置を講ずる理由】

限度超過車両の通行許可など、道路整備特別措置法に基づく道路管理者の権限の代行その他の業務に関する業務については、安全で利便性の高い高速道路サービスを国民に提供する上で不可欠な業務であり、今後も適切に実施していく必要がある。

また、これらの業務の円滑かつ効率的な実施を図るため、システム導入等の検討を行うとともに、道路構造の保全を図るため、道路に負荷を与える車両制限令違反車両に対する取締りの強化を検討する必要がある。

7. 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法に関する業務

本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務については、引き続き適正に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

本州四国連絡橋の供用に伴い影響を受ける航路における円滑な輸送を確保し、一般旅客定期航路事業及びその関連事業における影響の軽減を図るため、今後も当該業務を適切に実施していく必要がある。

8. 本州四国連絡鉄道施設に係る業務

本州四国連絡鉄道施設に係る業務については、引き続き適正に実施する。

【上記措置を講ずる理由】

安全かつ円滑な列車の運転を確保するため、本州四国連絡高速道路株式会社等の協力を得て、必要な鉄道施設の管理を実施するとともに耐震補強事業を着実に進めるなど、今後も当該業務を適切に実施していく必要がある。

9. 業務遂行にあたっての取組

業務遂行に当たっては、国・会社・地方公共団体との緊密な連携の推進、高速道路事業の総合的なコストの縮減、高速道路の利用促進、調査・研究の実施、環境への配慮、危機管理に関する取組について、引き続き適正に実施する。

このうち、調査・研究の実施等に当たっては、ICTの活用等の高速道路に関する新たな課題について、国及び会社と連携しつつ、機構の役割を適切に果たす。

【上記措置を講ずる理由】

業務遂行に当たっては、国・会社・地方公共団体との緊密な連携の推進、高速道路事業の総合的なコストの縮減、高速道路の利用促進、調査・研究の実施、環境への配慮、危機管理に関する取組は不可欠であり、今後も適切に実施していく必要がある。

また、ICTの活用等の高速道路に関する新たな課題についても、適切に対応していく必要がある。

第3 組織の見直し

1. 組織形態の見直し

高速道路資産の保有及び貸付け、債務の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、会社による高速道路事業の円滑な実施を支援するため、引き続き、現在の組織形態を維持する。

2. 組織体制の整備

必要最小限の組織により効率的に業務を運営していることから、引き続き、必要最小限の組織による効率的な組織運営に努める。

第4 その他（業務全般に関する見直し）

上記第2及び第3に加え、以下の取組を行う。

1. 業務運営体制の整備

(1) 管理運営の効率化

これまで、各業務の見直しを実施し、効率的な業務運営体制を整備してきたとこ

ろであるが、引き続き、効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等に努める。

(2) 内部統制の向上

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）等を踏まえ、引き続き、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努める。

(3) 情報セキュリティ対策

「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）等の政府の方針を踏まえ、引き続き、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

(4) 電子化の推進

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化を推進する。

2. 財務内容の改善

(1) 資金調達

債務返済に係る借換資金等の資金調達に当たっては、金利の変動状況等を踏まえつつ、調達の多様化に努めるものとする。

(2) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

(3) 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

引き続き、契約規程等に基づき、一般競争入札等を原則とし、随意契約については厳格に運用するなど、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。

(4) 給与水準の適正化

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）

を踏まえ、引き続き、事務・事業の特性等を踏まえた合理的な給与水準とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることを鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

上記1（1）～2（4）のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。